

家族介護支援金支給事業のご案内

在宅の“要介護高齢者”の方を主に介護している方に対し
「家族介護支援金」を支給し、高齢者福祉の向上、在宅介護の促進を図ります。



支給対象となる方



以下の条件を全て満たす要介護高齢者を在宅で継続して12箇月の間介護している方。
※ただし12箇月を超えずに条件に該当しなくなった場合においては、6～11箇月の間介護している方。

《支給の条件》

- (1) 65歳以上で美濃加茂市内に住所を有する、介護度が要介護1～5の高齢者であること。
- (2) 要介護認定の主治医の意見書において、「障害高齢者日常生活自立度がB1～C2」または「認知症高齢者日常生活自立度がⅢa～M」のいずれかであること。
- (3) ショートステイ利用日数や医療機関への入院日数の合計が、1月あたり7日以内であること。
- (4) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなどに入所していないこと。
- (5) 本事業の支給を受けようとする介護期間の属する年度の介護保険料段階が、第1段階～第3段階までに区分されること。(ただし、当該年度の保険料段階確定前の期間においては、前年度の介護保険料段階を基準とする)
- (6) 要介護高齢者が美濃加茂市の介護保険料を滞納していないこと。
- (7) 保険給付の制限を受けていないこと。

申請方法



- ① 申請者は申請書を記入後、担当ケアマネジャーに申請書の内容について確認してもらってください。
※介護サービスの利用がなく、担当ケアマネジャーがいらない場合は、高齢福祉課 介護保険係へお問い合わせください。
- ② 市役所高齢福祉課 介護保険係（本庁舎西館1階）へ申請書を提出してください。
- ③ 高齢福祉課 介護保険係は、申請書を受領しておよそ2箇月のうちに、支給の条件を確認し、支給の可否を通知します。
- ④ 支給の場合は、後日指定の口座へ支援金が振り込まれます。

※原則12箇月間の在宅での介護実績がある場合に、主に介護している方が申請者となります。

※事前申請はできませんので、介護期間実績が12箇月を経過した日以降に申請してください。

※介護期間は、在宅で継続して介護し始めた月の初日、または介護認定の月の初日から起算します。ただし、過去に支給を受けた場合、支給対象となった介護期間の翌月の初日が、次の介護期間の起算日となります。

※12箇月を超えずに条件に該当しなくなった場合においては、6箇月以上介護していた方も対象となります。

※月の途中で条件に該当しなくなった場合は、当該月の介護期間が15日を超える場合にのみ1月とみなします。

申請期限



申請しようとする介護期間の翌日から2年以内

支給額



支援金は各月末時点での介護度に応じて、月を単位として支給します。

要介護1・2： 月額2,000円

要介護3～5： 月額5,000円

対象となる期間



令和6年4月1日以降の介護期間について適用します。

ただし、美濃加茂市要介護高齢者介護者慰労金支給要綱による、慰労金の支給対象となった介護期間については適用しません。

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1
美濃加茂市役所 市民福祉部 高齢福祉課 介護保険係（本庁舎西館1階）
TEL（0574）25-2111（内317・319・508）

